

1 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和3年1月22日（金）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館8階 第2委員会室
出席委員	中山 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	新堂副教育長兼教育総務部長・田中生涯学習担当部長・今岡学校教育部長・式教育政策課長・黒井人権教育課長

【中山教育長】 それでは、1月定例教育委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会も、3密状況での開催を避けるために、平時の委員会とは異なりまして、一部出席者の入退室を途中行いますので事前にお伝えしておきます。

本日の会議録署名委員に藤井委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 では、12月臨時教育委員会会議録の承認について審議いたします。

委員の皆様、何か質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、12月臨時会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 続きまして、12月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。

委員の皆様、何かこの件質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 それでは全委員異議なしと認めます。よって、12月定例会会議録についても承認と決しました。

【中山教育長】 次に、教育長及び教育委員の報告に移ります。

(教育長報告)

12月22日(火)	定例教育委員会 学校訪問(曙川中)
12月23日(水)	12月市議会定例会本会議(第5日) 学校訪問(高安小中・高美中・成法中)
12月24日(木)	学校訪問(安中小・南高安中)
12月28日(月)	学校訪問(八尾小)
1月5日(火)	部長会(書面開催) 学校訪問(永畑小)
1月7日(木)	学校訪問(大正小・上之島小)
1月8日(金)	大阪府都市教育長協議会1月定例会
1月13日(水)	令和2年度第9回行財政改革推進本部会議
1月14日(木)	第22回危機管理対策本部会議
1月15日(金)	臨時教育委員会 定例教育委員協議会
1月18日(月)	学校訪問(桂中)
1月20日(水)	学校訪問(高安西小)
1月21日(木)	令和2年度第3回八尾市経営戦略会議(書面開催)

【中山教育長】 12月市議会定例会本会議は、12月23日をもって終了いたしました。

学校訪問につきましては、今年度、10月中旬から3巡目を始めまして、昨日、高安西小学校で全校42校回らせていただくことができました。校長先生方とゆっくりお話しすることで、書類だけでは見えない部分について様々なお話ができたと思っています。

【中山教育長】 委員の皆様から何かありましたら、よろしくお願ひします。

【水野委員】 12月13日、文部科学省主催の市町村教育委員会オンライン協議会に参加いたしました。全国から240名の方が参加されておりました。また、文部科学省の方のZOOMの誘導がすばらしくて、すごく勉強になりました。

内容は、令和の日本型学校教育の構築をめざしてということ、3月に出る答申の中間報告がありました。GIGAスクール構想ということなんですけれども、1人1台端末ということ、八尾市の端末も実際に見せていただきましたが、そういうものが入っていくということになります。

ただ、答申を見てみると、子どもたちを個別的に捉えて、学習面、それから学校生活面の支援を一つのプラットフォームでやっていこうということ、授業改善よりも非常に大きな学校改革になっていくのかなと思いました。

それから、分科会については、第2分科会のいじめ・不登校支援の行政説明しか参加できなかったんですが、いじめに関しては、とにかく積極的に認知をして、数字を上げていくんだという、文部科学省の方の、前向きに捉えていくということが非常によく伝わってきました。あと、不登校特例校等も今後増えていくだろうということです。

それから、オンライン視聴形式の大阪府市町村教育委員会研修会に参加いたしました。テーマは、「1人1台タブレット端末を活用した子どもが主体の新時代の学び」ということで、講師の熊本市教育センター副所長の本田 裕紀氏よりG I G Aスクール構想の話がありました。熊本市は74万都市で134校ということで、八尾市とは規模が違うんですけども、例えば朗読をしてそれを機材に入れて、そこで交流するとか、そういう今まで私が頭の中で考えていた授業とは全く違う授業のやり方が展開されていたり、不登校等についても会議室、別室と我々が呼んでいるところからG I G Aスクールでは、教室の状況を映しながら、そこで勉強できるということになりますので、そういった意味で本当に変わっていったなと思います。あと、熊本大、熊本県立大、NTTドコモとがすごく交流しておられて、非常にうらやましいなという部分もありました。

以上です。

【中山教育長】 他の委員の皆様、報告ございませんか。

【岩井委員】 私も昨日ですけれども、大阪府市町村教育委員会研修会、今年度はオンライン研修になりましたので、視聴参加させていただきました。

水野委員もおっしゃっていましたが、熊本市は子どもたちが、受け身の授業ではなくて、主体的に考えて発信していく授業作り、また、授業改善のツールとしてタブレットを活用するという導入の目的を、みんなでしっかりと共通理解してスタートされている点が大変重要だと思いました。

そして、授業動画の中で、ロイロノートを使って自分と友達の見方の違うところや同じところを見つけて、考えを深めたり交流したりしている子どもたちの様子を見せていただきました。こんなふうに授業で活用できたらとてもすばらしいなと思いましたし、初めのうちはとにかくいろんなことをやってみて、活用の仕方の事例をどんどん先生方で共有していくことが大事だなと感じました。全てが先行経験からのお話でしたので、非常に参考になりました。

以上です。

【中山教育長】 他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

今、水野委員、岩井委員から報告ありました大阪府市町村教育委員会の研修につきましては、熊本市で2018年から先行的にやっておられることが、本当によく分かる映像となっていますので、我々事務局もみんな見せていただこうと思っています。視聴期間は2月19日までとなりますので、この後、村本教育長職務代理者と藤井委員にも視聴し、研修を受けていただく形になります。また、藤井委員につきましては、2月17日に村本教育長職務代理者と水野委員に参加いただきました、文部科学省主催の市町村教育委員会オンライン協議会にも参加いただきますので、引き続きよろしくお祈りします。

授業動画等々を見ていたら、授業改革はこういうふうに進めていけばいいんだということが先生方にもすごく分かりやすいと思いますので、G I G Aスクールということで、不安に思っている先生方も、熊本市のやっておられるのを見られたら、今後の授業展開がこういうふうになっていくんだというのがすごくよく分かっていただけないかと感

じながら私も視聴いたしました。ノートもしっかりと活用しながら、機器も活用しているということで、我々がいろんな心配をしていたことも、クリアしていけるような動画でしたので、ぜひとも参考にしていきたいなと思いました。

{議案審議}

【中山教育長】 では、議案審議に入らせていただきます。

議案第2号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（一部改選）の件」について審議いたします。

提案理由を黒井人権教育課長より説明願います。

【黒井人権教育課長】 それでは、議案第2号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（一部改選）の件」につきましてご報告いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、市職員の人事異動に伴い、変更となった委員を補欠の委員として任命する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

お配りしております資料、八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿（案）をご覧ください。

本連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携、その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うもので、委員20人以内をもって組織いたします。

このたび、市の職員1名を補欠の委員としてご提案するものでございます。資料の市の職員、一番下から2つ目のところになります。補欠の委員の任期につきましては、八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、令和3年1月1日から令和3年12月22日まででございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 旧委員の指導課長が12月31日をもって退職いたしましたので、今指導課長の事務取扱いをしている今岡学校教育部長がここに補欠として入るという形になります。

ただいまの提案理由の説明を受けまして、委員の皆様、この件について何か質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第2号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第2号「八尾市いじめ問題対

策連絡協議会委員の任命（一部改選）の件」について、原案どおり可決いたしました。

{報告事項}

【中山教育長】 それでは、報告事項に移らせていただきます。

続きまして、「望ましい就学環境のあり方の検討状況について」、式教育政策課長より報告願います。

【式教育政策課長】 それでは、「望ましい就学環境のあり方の検討状況について」ご報告させていただきます。

本件につきましては、令和2年度市政運営方針の中でも、全ての子どもの育ちにとって望ましい就学環境の在り方についての本格検討として挙げられているものですが、市立学校における児童生徒数の現状といたしましては、急速に児童生徒数が減少し、小規模化が進んでいる学校や、開発などにより大規模化する学校など、地域によって状況にばらつきがあるものの、本市全体といたしましては、児童生徒数は減少している状況と認識しております。

これまでも子どもたちにとってどのような環境が一番好ましいかということを中心に考えながら、時代の変化に対応した新たな方策について模索してきたところでありますが、現在、住所に応じた通学区域を設定し、就学すべき学校を指定していることについても、校区の学校よりも通学距離が近い学校がある場合や、生徒が希望する部活動等の有無など、一定の条件の下、現状の校区は維持しつつ、柔軟な運用にシフトすることで、一定のニーズに対応していくとともに、抜本的な方策ではないかもしれませんが、児童・生徒数の平準化に少しでも繋がられないかとも考えているところです。

併せて、小規模化が進んでいる桂中学校区の3校と高安小中学校については、他の校区から就学を認める特認校制度の導入も検討してまいりたいと考えております。

これまでは、教育政策課にて本市の経過や状況を踏まえ、国等の考え方や他自治体での実施状況などの情報を収集し、基本的な方向性を検討してまいりましたが、今後、令和3年度中に教育委員会でご決定いただき、令和5年4月の運用開始を目指し、庁内関係部局との調整等の上、引き続き具体的な課題や対応方策の検討を進めていく予定です。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、「望ましい就学環境のあり方の検討状況について」のご報告とさせていただきます。

【中山教育長】 今、説明にありましたように、全ての子どもの育ちにとって望ましい就学環境のあり方についての本格検討ということで、今年度教育政策課が中心になって検討を進めてきたわけですけれども、この件については様々なご意見もあるかと思えます。

10年前になるんですが、審議会での答申等も踏まえ、そのうえでどうやっていけるのかということを教育政策課がかなり練った中での報告かと思えます。

委員の皆様から意見等をいただく前に、新堂副教育長、審議会について説明していただけますか。

【新堂副教育長兼教育総務部長】 10年前に学校規模適正化の審議会を開かせていただいております。答申で頂いている主な内容といたしまして、八尾市の歴史的な経過を踏まえまして、学校選択制というのは望ましくないものの、学校の設立経過の中で、学校が校区の中心にあるわけではなくて、校区の端にあたりということがあるので、そういった部分についての検討は必要と考えております。

それらを踏まえて、今回、新たにご審議頂くのかどうかという部分も含めて教育政策課で検討させていただいたんですが、以前に受けた審議会の答申の内容にしっかりと対応していくということが、まずは最優先だろうということで、それに沿った形でこの1年間検討を進めてきたところでございます。

以上です。

【中山教育長】 それでは、委員の皆様からご意見頂けたらと思います。

【水野委員】 教育委員として参加しております、八尾市総合計画審議会、今回は書面開催になりましたが、資料を読ませていただいて、1クールというんですか、4年ごとのしっかりした審議の中で、見据えていくということがすごく大きなポイントかなと思います。

それから、特認校ということで、市全体からそこに通うということも含めての話かと思っておりますので、その辺りのバランス等を考えていただきながらの検討になるかと思っております。

【中山教育長】 今日頂いたご意見は、今後の検討に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

他の委員の皆様、いかがですか。

【村本教育長職務代理者】 10年前に審議会ですらいろいろ審議されたということですけども、八尾市も随分新しい道や開発された住宅地ができたりと、変わってきていますので、見直していくというのは必要じゃないかと思うんですけども、通学の安全性の面等もあると思っておりますので、慎重にじっくりと考える必要があるのではないかと思います。

以上です。

【中山教育長】 式課長、もう少し具体的に、どの辺りまで検討しているのかお話しいただけますか。

【式教育政策課長】 先ほどの報告でもありましたように、他の自治体での状況等も研究させていただいているところであります。本市は現在、住所によって就学する学校を指定しているということは、厳格に今は適用させていただいております。ただ、通学距離、部活動の有無等といったところのニーズにこたえていく、一定の条件の下で、隣接する校区に通うことができる、そういった弾力的な運用をしていくのはどうかというところで、現在は考えております。

現在でも、様々な状況によって、本来就学指定をしている学校と違う学校に通うといったこともございます。ただ、その場合でも通学等に際しては、保護者の責任でもってして

いただくという形になっておりますので、そういった基本的な枠組みは変えるつもりは今のところはありませんが、希望に応じて隣接する学校へという形での制度として運用していったらどうかと考えているところでございます。

【中山教育長】 現在の校区自体は変更しないということですね。指定する学校は変わらないけれども、状況によって、例えば目の前に学校が見えているのに違う学校に通わなければならないから近くの学校に子どもを行かせたいとか、そういうことについて対応を検討していくと捉えていいんですね。

【式教育政策課長】 基本的には今、教育長がおっしゃっていただいた趣旨で考えているところでございます。

【中山教育長】 他の委員の皆様、いかがですか。

【藤井委員】 私たちが子どもの頃は、なかなか越境というのは認められないと思っていたので、柔軟にご検討頂けるようになるんだと最初に聞いたときは思いました。選べるというか、希望に沿うというのはいいことだとは思いますが、それによる弊害といいますか、そういったことを、しっかり想定していかなければならないと思いました。

一定の条件というのが、やはり難しいだろうと思います。私もまだ子育て世代なので分かるんですけども、保育所が今は希望したところに入れなかった場合があって、本当であれば自分の子どもが進むことになる学校に行っている子たちが多い保育所に入れたかったけれども、振り分けで遠いというか、少し離れたところに行くことになって、小学校に上がるとき等に、知っている子が余りいないことが親の悩みの一つでもあったりするんですね。

私の子もそうだったんですが、少し離れたところにお世話になったので、やはり不安で、できれば、同じ保育所の子たちが多く進学するところに入れたいと思いました。我が家の場合はそれが随分離れた小学校だったので、全く通える範囲ではなかったですけども、隣の小学校にお友達で行く子が多いから、それで行かせたいといった希望等も多く出てくるのではないかと考えています。一定の条件というところで、希望する部活の有無という条件で認められるならば、そういうことにしてしまえばいいんですけども、そういう部分をジャッジするのは難しいでしょうし、皆様が納得いただける線引きをするのがすごく大変だろうと思うと同時に、それをしっかりしないと、公平性が保たれないということを想像して、難しさも感じました。

【式教育政策課長】 今、藤井委員からご意見頂きましたような点については、今後様々検討して、決めていくべき課題であると、我々も思っております。

基本的には、住所によって指定校というものがあるというところは、これが原則とは考えております。その中で、例として通学距離や部活動を申し上げましたけれども、そのところをあれもこれもとは考えておりませんで、ニーズの部分で、今、非常に厳格に運用をさせていただいている部分を、より柔軟に、弾力的に対応する方向で進めていけたらと考えております。

ただ、希望すれば、全員が行けるのかといいますと、現実的には物理的に受入れ可能な人数というのもございます。ですので、今後の検討によりますけれども、例えば大規模になっている学校は、受入れができないので、そこに行くことはできませんということもあるでしょうし、希望者が多いということもあるかと思えます。そういった場合、他の自治体の事例で言いますと、抽選でということになりますので、そういった公平性の確保を考えながら、今後、具体的な制度を考えていく必要があると思っております。

【岩井委員】 今日、初めてこのことについて聞かせていただきましたが、私も学校現場におりまして、校区の真ん中に学校があるわけではなくて、端のほうにあり、どちらかという隣りの学校のほうが通いやすいという場合もあって、この学校に通えると思って家を買ったのに、別の学校に行かなければならないということで、学校に何とかならないかと言ってこられるというケースもありました。大きな道路を渡って通うのは危ないなということもありましたので、そういうケースについては、希望したら隣の学校へ行けるというように弾力的に運用されるというところはいいかなと思っております。

ただ、それに伴う課題というのはいろいろあると思えます。新1年生の入学の人数が不確定になる要素がかなり強いということでしたら、準備する学校としては、学級編制が1つ増えるとか減るとかいうこともあって、体制を整えるのに時間がかかるということもあると思えます。その辺りを十分検討していただいて、慎重にこれから計画を立てていただきたいなと思っております。

【中山教育長】 岩井委員おっしゃったように、就学通知は毎年12月に送らせていただいているので、それまでには確定しないと学級編制も定まりませんし、市民の方々に周知もしなければなりません。制度として、今のご意見を頂いて、かなり詰めていく必要があるかと思えます。

事務局としても就学通知の送付までには、希望される方とは協議を全て終えなければならないという計画ではいるんですけれども、一つには、八尾市は、義務教育学校も入れて、28の小学校の校区がある中で、かつては子どもたちが増えて、敷地を求めて学校を建てなければならない状況のときに、校区として区切ったところの端に建っている学校がかなりあります。その周りで畑や田んぼであったところが、今はほとんど住宅地に変わってしまっていて、本来指定されている学校がかなり遠くなって、隣の学校がすごく近くにあるといったことがあります。

ただ、八尾市は、行政区として、まちづくり協議会が活動もしていただいているので、まちづくりの観点からは、校区というのは大事にしていかなければならないという考えに立っていますので、校区は触らないという話が今は出ているのかと思えます。

副教育長、どうですか、その辺り。

【新堂副教育長兼教育総務部長】 先ほど報告にもございました、令和3年度中に教育委員会の中で決定を頂きたいといいますのは、令和5年4月にこの制度の導入を目指して動いております。そうすると、令和4年12月の就学通知の際には、既に制度的には決定しておく必要があるということで、そこから市民の皆様への周知期間を逆算していくと、

令和3年度中には制度設計は完了した上で、令和4年度早々から周知を図っていきたいと考えております。引き続き、慎重に検討を重ねた上で、何とか令和3年度、ご決定を頂けるよう進めたいと考えてございます。

先ほど教育長からございましたように、校区は市全体の中で、この間の歴史的な部分で福祉委員会や自治振興委員会等も、校区が基本になっている部分がございますので、先ほど水野委員からも頂きましたけれども、総合計画等、様々な市の基本計画の中でもしっかり位置付けた上で、変更するのが適切であろうと思っておりますので、まずは現在の審議会答申を踏まえた形での検討を行っておるところでございます。

【中山教育長】 委員の皆様、いかがでしょうか。

【村本教育長職務代理者】 ある程度柔軟に判断されてるというお話、先ほどおっしゃってましたけれども、今はされてないのでしょうか。

【新堂副教育長兼教育総務部長】 例を挙げますと、いじめやDVといった課題に対応する形で特例的には行っておるところです。

【村本教育長職務代理者】 分かりました。いいことかと思うんですけれども、保護者の方にすれば、学校区とか、こっちがいいなとかいろいろあると思いますので、柔軟にやるということになれば、希望者がどれぐらい出てくるのかなという危惧するんですけれども、何かお考えがあればお教えいただけますか。

【式教育政策課長】 正直なところ、八尾市で弾力的に運用していった場合に、どの程度の希望者がおられるのかというところは、現状、この程度と言うのは難しいかと思っております。

他の自治体の状況を見てみますと、先ほど申しあげましたように、基本的に子どもの数が減少傾向にある中で、それほど多くの方が希望するという状況ではない、それこそ、何十人という方がということにはならないのではと思っております。ただ、学校によって受入れ可能な人数というのがそれぞれ出てくるかと思っておりますので、それを超えた際は抽選という形になる場合も、他の自治体の事例では見受けられますので、そういったことはあるかと思っておりますけれども、学校の存続に関わるようなことはないのではと考えておりますし、そういったことがないよう、先ほど申しあげたように希望すれば必ずということでは考えておりませんので、あくまで大規模、小規模でといった部分は踏まえながら、一定の制限は設けながらやっていく必要があるかと思っております。

【藤井委員】 他の自治体の事例というのはどちらの自治体でしょうか。

【式教育政策課長】 この就学校指定の弾力的な運用は、法令でも、市域の中で2以上の学校がある場合には指定するようになっておりますので、通学区域を設定して、ここにお住まいの方はこの学校に子どもさんを通わせてくださいという就学通知を送っているとい

うのが基本です。

ただ、例えば横浜市でも通学区域の弾力化というところで、先ほど申し上げましたような、通学距離等といった特定の理由に該当する場合に、弾力的な運用を認める指定地区外の就学許可制度といったことはされている例がございます。今、横浜市の例を出させていただきましたけれども、他の自治体におきましても様々なところで、そういったことはされております。

【式教育政策課長】 近隣で言いますと、例えば柏原市が就学指定校の変更ということをして、平成 27 年度から実施をされている例であるとか、枚方市におきましても、中学校入学予定者の通学区域制度の弾力的運用ということをされているとか、あと、東大阪市でも、通学距離に応じてといった形で、隣接する学校がある場合にといったことがございます。

【中山教育長】 大正小学校区では、藤井寺の小山の子どもたちが選択できる形にはなっています。半世紀ぐらい前になるんですけど、私が中学生の頃は中学校数も 15 なかったので、私が住んでいるところもどちらに行ってもいいよという選択ができる地域だったので、かつては八尾市も選択できたという事実はあるんですけども、それも含めて今後また考えていく形になるかと思えます。

引き続き、協議させていただくということでよろしくお願いいたします。

【中山教育長】 それでは、次に黒井課長から、「令和 2 年度 4 月から 12 月末までの八尾市のいじめの状況について」報告させていただきます。

【黒井人権教育課長】 それでは、「令和 2 年度 4 月から 12 月末までの八尾市のいじめの状況について」、お配りしております資料に沿ってご報告いたします。

これまでご報告しておりますとおり、今年度、人権教育課におきましては、昨年度に受けた八尾市いじめ調査委員会の提言等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた校園長、教頭、担当教員の職責別研修や全教職員を対象とした指導主事を研修講師とする校内研修、中学生全学年を対象とした脱いじめ傍観者教育の実施、校長会等の場を通じてのいじめの積極的認知についての周知に取り組んでまいりました。

このたび、今年度 12 月末までの各学校におけるいじめの状況がまとまりましたので、全体の傾向について簡単にご報告いたします。

資料の、いじめの認知件数の表をご覧ください。

この表は、令和 2 年度 4 月から 12 月末日までに市内各学校において認知されたいじめの件数を校種ごと、学年別、男女別にまとめたものでございます。小学校、義務教育学校前期課程の認知件数は 1,812 件、中学校、義務教育学校後期課程の認知件数は 215 件となっており、八尾市全体では 2,027 件となっております。8 月以降に生じた新規の重大事態事案はございません。

学年ごとの認知件数の傾向としましては、小学校、義務教育学校前期課程においては第 3 学年が最も多く、中学校、義務教育学校後期課程においては、第 1 学年、第 7 学年が最も多くなっております。これら 2,027 件のいじめ事案の多くは、解消済み、もしくは各学

校の校内いじめ対策会議等が中心となって現在解消に向けた取組みを進めているところでございます。また、いじめ対応支援チーム会議において協議し、対応について助言を得て継続した対応を行っているケースもございます。

続いて、いじめの態様別件数の表をご覧ください。

小学校、義務教育学校前期課程、中学校、義務教育学校後期課程ともに、いじめ被害の内容として、「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と回答した児童生徒が最も多い傾向がございました。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」という身体接触を伴う被害を訴える児童生徒が多い傾向がございました。中学校、義務教育学校後期課程になると、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」と回答する生徒の全体に占める割合が高くなる傾向もございました。

最後に、いじめ発見のきっかけの表をご覧ください。

この表は、12月末までに認知された、いじめをどういう経緯で学校が知ることになったかについてまとめたものでございます。昨年度、学校生活アンケートを記名式にし、いじめ被害について直接的に問う項目を加えたことにより、小学校、義務教育学校前期課程、中学校、義務教育学校後期課程ともに、アンケートでいじめ被害を訴える児童生徒が最も多い傾向となっております。

また、少数ではありますが、児童生徒自身や、いじめ被害を受けている児童生徒以外の児童生徒からの訴えにより、発見されるというケースもございました。人権教育課では、今年度各中学校、義務教育学校後期課程において実施いたしました脱いじめ傍観者教育を、次年度以降は小学校4年生と中学校1年生で実施する予定をしており、この取組みが定着することにより、いじめ被害を受けている児童生徒や、周りにいる観衆・傍観者と呼ばれる児童生徒からの相談等による認知件数も増加していくのでは、と期待しております。

人権教育課においては、この調査結果を校長会やいじめを主に担当する教職員対象の研修等で周知するとともに、今後の学校へのいじめ対応の指導助言等に生かしてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

【中山教育長】 9カ月間の結果ということで、委員の皆様からご意見等ありましたら、よろしく申し上げます。

【岩井委員】 9月の定例の教育委員会で、1学期終了時点でのいじめの状況報告をしていただいて、今回は2学期を終えた時点での状況報告をしていただいているということで、大変丁寧に報告していただいてありがたいと思っております。

質問なんですけれども、2学期も各学校の校内のいじめの防止対策委員会が機能して、みんなで認知されたこれらの事案が共有され、対応して下さってほぼ解消に向かっているという説明だったんですけれども、まだ2学期を終えて対応を継続中という事案があるのかどうかを教えてくださいたいというふうに思います。

【黒井人権教育課長】 まず、いじめの解消の定義につきましては、国においては、まず

期間としては3カ月を1つの目安として、3カ月たった時点で被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないのかということ、またいじめが続いていないのかということの確認をもってということがございます。

したがって、今回お示ししている認知件数といいますのは、4月から12月末までということで、累積になっておりますので、実際2学期に報告を頂いた部分につきましては、2学期、9月から始まっておりますので、その中でいきますと3カ月たっているというのが12月末までの期間になりますので、9月の初旬に起こったもの以外は、3カ月をまだ経過していませんので、2学期の事案だけでいきますとほぼ解消に向けて取組中ということになっております。

1学期に調査としてお出しいただいたケースについては、その後、学校としては見守り体制であったり、注意深く対応している中で、今回1学期分も併せて累積で提出を頂いておりますので、1学期のケースについてはほとんどが解消という形で変わっておりますが、一部やはり事案は止まっているものの、学校で周りの子がしゃべっていることを聞くと不安になるとか、そういう心身の不安を訴える児童生徒はおりますので、そういったケースについては引き続き解消に向けて取組中ということで、対応しておる状況でございます。

【中山教育長】 他の委員の皆様、何かありましたら。

【水野委員】 会議の冒頭でもお話しした文部科学省の積極的認知ということで、積極的に認知をしていただいているということ、それから傍観者教育、いじめ対応のケース会議、校内委員会、研修を全て組み合わせて、この間システムを作っていただいていることに非常に感謝を申し上げたいと思います。

いじめの態様別の件数のところで、項目が9項目あるわけですがけれども、深刻度というのは人それぞれ違います。軽くやられても丸を付ける人もいるし、何度もやられて丸付ける人もいるということなので、この件数が多いから少ないからといってどうこうというわけではないかなという気もするんですが、小学校3年生ぐらいが多くなってくるというのは、やはり授業のいろんな関わりが多くなるとか、そういうこととも関係するのかなと思います。

それから、学習指導要領が対話的で深い学びなので、当然、葛藤もいっぱい起きてくることも関係してくると思います。

以上です。

【中山教育長】 引き続き、しっかりと学校と協力して進めていきたいと思いますので、事務局よろしくお願ひします。

オール八尾市ということなんですけど、ここでいじめから子どもを守る課との関連等も報告頂けたらと思うので、お願ひします。

【黒井人権教育課長】 この間、教育委員会の取組みにつきましては、いじめ対応支援チーム会議ということで、弁護士の先生であったり、それぞれの分野の専門の先生から助言を頂いているということはお伝えしておるんですが、4月から市長直轄組織として、

いじめから子どもを守る課ができて、その中にも弁護士の先生、心理士ということで配置をされております。

学校では、教育委員会でもスクールロイヤーの相談制度であったりとか、そういったものはあるものの、守る課には弁護士の先生がほぼ毎日常駐をしていただいている状況がありますので、学校からいじめ事案については、まず教育委員会にこういう事案が起きて、今対応中だということで、相談であったり報告が入りますけれども、教育委員会からの助言とともに、重篤化する可能性があるケースについては、守る課にもつながらせていただいて、守る課の弁護士の先生から助言を頂いたり、そういった学校に関する動きもとっていただいているところです。

あと、定例の協議ということで、月に2回程度ではあるんですけども、市の窓口として守る課にいじめの相談が入ることもありますので、当然リアルタイムで教育委員会と連携して、学校とも対応はしておるんですけども、その後の経過であったりといったところについては、定例会議の中でも様々情報を共有しながら、また専門家からも助言を頂いて、学校の対応に活かしているという状況でございます。

【中山教育長】 委員の皆様、よろしいでしょうか。

【藤井委員】 水野委員がおっしゃったとおり、軽くされただけでも書いている子もいれば、すごく悩みながら書いてる子もいるだろうと思って、数字だけ見ると多い少ないとなりますけど、つらい思いをしながらアンケートでやっとの思いで告白した子もいるのかなと考えたら、ああ、何か胸が痛いなと思いながら、資料を眺めていました。

少し思うのが、いじめの発見のきっかけのところで、学校の教職員以外からの情報により発見というところで、4、5、6の保護者(本人の保護者以外)からの情報、地域の住民からの情報、学校以外の関係機関からの情報が少ないという印象がすごくあります。傍観者教育は学校の中で行っていかれるということなんですけど、地域でも傍観者の啓発というものがもっとあったらいいなと思います。私の娘もそうですけれども、学校の近くの文房具からお菓子まで扱うお店によく行って、そこの女性がすごい事情通だったりして、何かあったらそこに聞きに行ったら、子どもの事情をよくご存じだったりとか、そういう方々が地域にたくさんいてくださると、すごく保護者も安心ですし、そういったところから学校に連絡をくださったりする仕組みがもっと整っていくといいなと、この資料からは思いました。

以上です。

【中山教育長】 貴重なご意見、ありがとうございます。

地域とか家庭との繋がりを、確かに学校教育進めていく上でもっと強化していきたいと思っている部分があるので、今後活かしていきたいと思っています。

他の委員の皆様、よろしいですか。

それでは、引き続きいじめの重大事態事案への対応につきまして報告もらうんですけども、これにつきましては、八尾市個人情報保護条例第14条第1号の、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められているため、公開可能な時期が来るまでは

非公開となりますので、この報告については今から非公開で行いたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 それでは、全委員異議なしと認めます。よって、本報告については非公開といたします。

(以下、非公開報告)